

大念仏寺社会事業団護持会規約

- 第一条 この組織は大念仏寺社会事業団護持会と称し、本部を平野区平野上町1-7-3社会事業団事務局に置く
- 第二条 本会は、大念仏寺社会事業団一連の福祉施設の充実発展をより一層推進させることを目的とする。
- 第三条 本会は、前条目的達成の為次の事を行う。
1. 大念仏寺社会事業団を助成後援する。
2. 本団の世論喚起。
3. 年一回総会を行う。
4. その他目的達成に必要な事項。
- 第四条 本会は、この主旨に賛同する個人又は団体を以て構成する。
- 第五条 会員の種類並びに協賛会費として次の通りとする。
賛助会員 年額 2,000円
特別会員 年額 10,000円
- 第六条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を本部に届けなければならない。
- 第七条 本会を退会しようとするものは、所定の退会届を本部に提出するものとする。
- 第八条 本会に次の役員を置く。
会長 一名、 事務局代表 一名、 幹事 若干名、 監査役 二名
- 第九条 1. 会長は、本会を代表し業務を統括する。
2. 事務局代表は、会長を補佐し会長事故ある時職務を代理する。
3. 幹事は、役員会構成し業務の執行に当る。
4. 監査役は、会計並びに業務執行の状況を監査する。
- 第十条 会長及び事務局代表は、役員会に於て選任する。
幹事・監査役は、特別会員・賛助会員より選任する。
- 第十一条 役員会は、年一回以上会長が召集し、自らその議長となる。
- 第十二条 本会に顧問相談役を置くことが出来る。
- 第十三条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
- 第十四条 本会の経費は、会費の一部を以て充当する。
- 第十五条 1. 本会の事務を処理する為に事務局を設ける。
2. 事務局の規定は別に定める。
- 第十六条 本会の解散に関する事項は、総会を開き当日出席者の三分の二以上の多数決を要するものとする。

付 則

この規約は、昭和42年1月31日より実施する。

運営上必要な事項は内規をもって別に定める。

(平成26年7月23日 一部改正)